

一般財団法人天津市勤労者互助会新規事業所勧誘にかかる報奨制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人天津市勤労者互助会（以下「互助会」という。）に未加入の事業所の加入促進を図ることを目的とする。

(新規会員)

第2条 この要綱において、「新規会員」とは、互助会に未加入の事業所が新たに互助会に入会する際の会員をいう。

(紹介者)

第3条 この要綱において、「紹介者」とは新規会員を事務局に紹介する者をいう。

2 紹介者は互助会の会員以外の者であってもよい。

(報奨金)

第4条 紹介者を通じて新規会員の加入があったとき、互助会は紹介者に対して報奨金を支払うものとする。

2 報奨金額は、第5条の会員名簿に記載されている会員数に1,000円を乗じた額とする。

(成立要件)

第5条 前条の加入は、互助会所定の入会申込書及び会員名簿を互助会事務局で受付をし、承認することにより成立することとする。

(請求及び支払い)

第6条 紹介者は、加入が成立したときは、報奨金申請書を理事長に提出する。

2 互助会は、前項の申請があったときは、速やかに紹介者に対して支払う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の変更は、平成18年3月20日より施行する。

付 則

この要綱の変更は、平成25年4月1日より施行する。